第九条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条の二　厚生労働大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第九条の三　厚生労働大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十一条　独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十七条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

（独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人医薬基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「研究所に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十条の二　厚生労働大臣は、研究所が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十条の三　厚生労働大臣は、研究所が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十六条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十二条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「機構に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

第十条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十条の二　厚生労働大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十条の三　厚生労働大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第十四条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改める。

第十五条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十三条　年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「管理運用法人に係る通則法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他厚生労働大臣が定める財産とする。

第十四条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十四条の二　厚生労働大臣は、管理運用法人が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第十四条の三　厚生労働大臣は、管理運用法人が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。